

令和7年度 第1回静岡県環境審議会

日時 令和7年6月4日（水）午後1時30分～

会場 県庁本館4階特別会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 諮問事項

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更 [資料1-1, -2, -3]
- ・ 太田川圏域流域水循環計画の策定 [資料2-1, -2, -3]

(2) 報告事項

- ・ 水源保全地域の指定区域の変更 [資料3]
- ・ 温泉部会審議結果 [資料4]

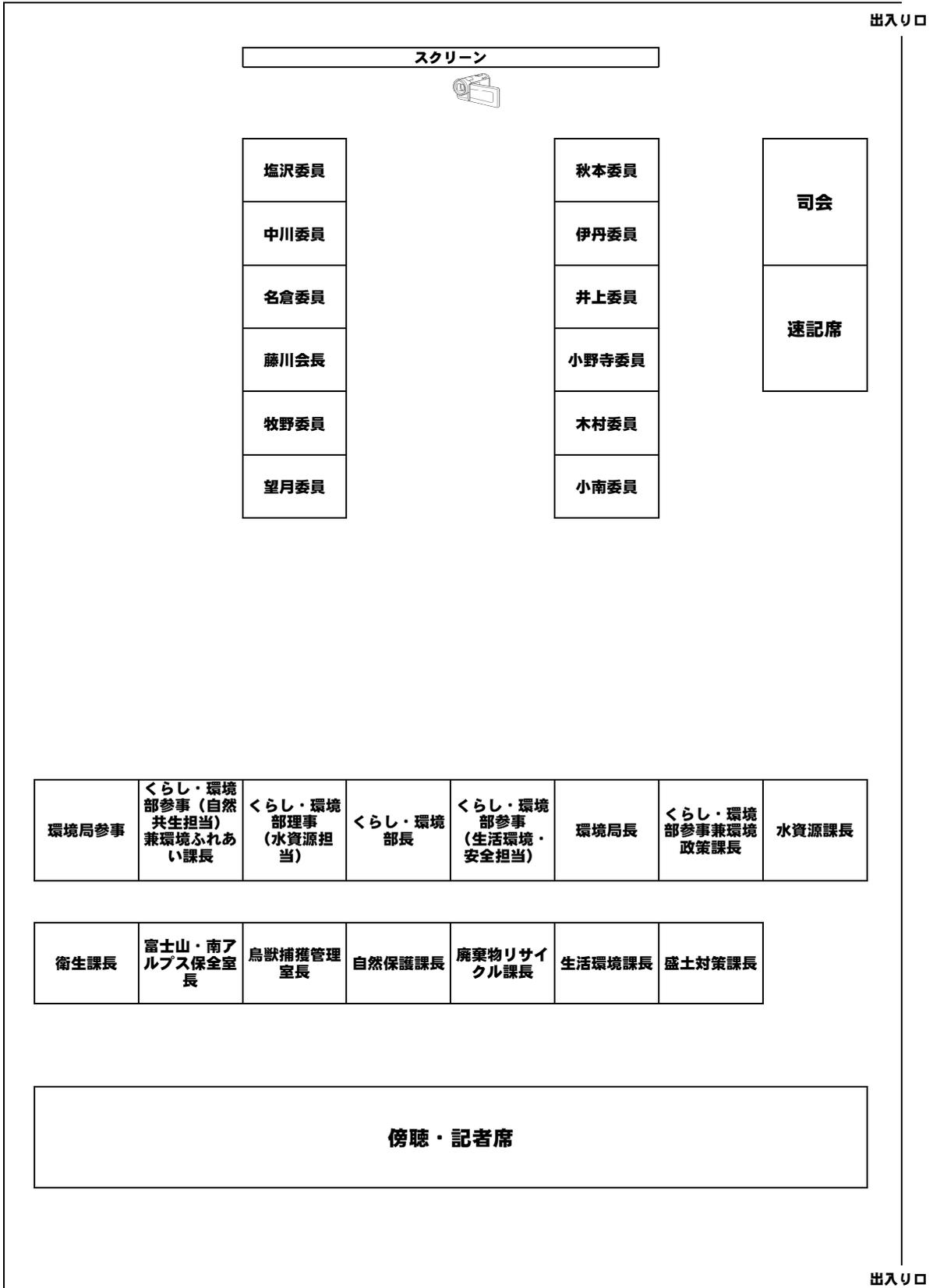
3 その他（県からの報告事項）

- ・ 県内温室効果ガスの排出状況及び地球温暖化対策の推進 [資料5]
- ・ 県有林におけるカーボン・クレジットの創出 [資料6]
- ・ 県内におけるツキノワグマの出没状況と対応 [資料7]
- ・ 静岡県災害廃棄物処理計画の改訂 [資料8]
- ・ リニア中央新幹線静岡工区に係る県の動き [資料9]

4 あいさつ

5 閉会

令和7年度第1回環境審議会 座席表



令和7年度 第1回静岡県環境審議会 委員一覧

(令和6年8月1日～令和8年7月31日)

氏名	職業・役職等	所属部会							出欠
		企画	水質	公園	鳥獣	温泉	水循環	希少	
秋本 智彦	静岡県農業協同組合中央会農政営農部長				○				○
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部教授		○	○			○		×
伊丹 雅治	静岡県議会危機管理くらし環境委員長			○		○			○
井上 隆夫	一般社団法人静岡県環境資源協会事務局長	○							○
小野寺 郷子	一般社団法人会議ファシリテーター普及協会副代表理事	○							○
亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	○		○					×
木村 浩之	静岡大学学術院理学領域教授			○		○			○
小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部准教授			○	○			○	Web
小南 陽亮	静岡大学学術院教育学領域教授			○	○			◎	○
五明 玲子	特定非営利活動法人サステナ・ジャパン理事・事務局長	○							Web
近藤 多美子	(株)環境アセスメントセンター調査計画部長			○	○			○	Web
齋藤 寛	東海大学海洋学部長	○	○						×
塩沢 秀明	静岡県環境保全協会副会長		○						○
○谷 幸則	静岡県立大学食品栄養科学部教授		○				○		Web
中川 教子	静岡県消費者団体連盟副会長	○							○
○名倉 光子	NPO法人とうもんの会理事				○				○
◎藤川 格司	常葉大学名誉教授	○					○		○
牧野 正和	静岡県立大学食品栄養科学部教授	◎							○
望月 鉄彦	静岡県森林組合連合会代表理事常務	○			○				○
山本 早苗	常葉大学社会環境学部教授		○				○		Web

(敬称略、五十音順 ◎：会長 ○：副会長 ※所属部会欄の◎は部会長)

静岡県環境審議会 特別委員一覧

氏名	職業、役職等	所属部会						
		企画	水質	公園	鳥獣	温泉	水循環	希少
稲葉 大輔	館山寺温泉旅館組合長（静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合常務理事）					○		
今泉 文寿	静岡大学大学院農学領域教授						○	
勝又 立雄	日本野鳥の会東富士支部事務局				○			
金澤 俊二郎	一般社団法人静岡県猟友会会長				○			
川嶋 尚正	日本魚類学会会員							○
絹村 敏美	静岡県土地改良事業団体連合会専務理事						○	
蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科教授						◎	
小泉 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構フェロー				○			
佐々木 信博	一般社団法人伊東温泉協会副理事長					○		
佐藤 元昭	熱海温泉組合組合長（静岡県温泉協会副会長）					○		
澤井 謙二	静岡県立森林公園ビジターセンター館長				○			
白井 和伸	静岡昆虫同好会幹事							○
杉山 靖	伊豆温泉組合理事					○		
高瀬 進	静岡県漁業協同組合連合会常任理事		○					
高柳 威晴	林野庁静岡森林管理署長			○	○			
田中 邦典	経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長			○				
田中 博通	東海大学名誉教授						○	
手塚 泰宣	梅ヶ島温泉旅館組合副組合長					○		
濱田 禎	国土交通省中部地方整備局企画部長		○	○	○			
原 京	静岡県温泉協会修善寺支部長（静岡県温泉協会副会長）					○		
正木 孝志	河津温泉協会組合長（静岡県温泉協会常務理事）					○		
益子 保	益子温泉調査事務所代表					○		
宮崎 一夫	遠州自然研究会事務局担当理事			○				○
山川 陽祐	筑波大学生命環境系助教						○	

（敬称略、五十音順）

令和7年度第1回静岡県環境審議会 県側出席者一覧

所 属 ・ 職 名			氏 名	
くらし・環境部	くらし・環境部長		縣 茂樹	
	くらし・環境部理事 (水資源担当)		望月 康史	
	くらし・環境部参事 (生活環境・安全担当)		伏見 武真	
	くらし・環境部参事兼環境政策課長		佐藤 信太郎	
	くらし・環境部参事(自然共生担当)兼 環境ふれあい課長		大川井 敏文	
	環境局	環境局長		清 真人
		環境局参事		小林 泰之
		自然保護課長		寺澤 暢
		鳥獣捕獲管理室長		浅見 一浩
		富士山・南アルプス保全室長		松野 照人
		廃棄物リサイクル課長		西尾 清仁
		生活環境課長		加茂 元哉
		水資源課長		望月 良英
盛土対策課長		岩本 仁志		
健康福祉部	生活衛生局	衛生課長	阿部 冬樹	

○静岡県環境審議会条例

平成6年7月22日

条例第23号

静岡県環境審議会条例をここに公布する。

静岡県環境審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第3項の規定に基づき、静岡県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 県議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) 関係行政機関の職員

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序によりその職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(会議)

第6条 審議会は会長が、部会は部会長が招集する。

- 2 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審議会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、くらし・環境部において処理する。

(一部改正〔平成7年条例1号・9年1号・14年2号・19年1号・22年4号〕)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(静岡県公害防止条例の一部改正)
- 2 静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成7年3月20日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第1号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初に選任される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。
(静岡県立自然公園条例の一部改正)

- 3 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(静岡県自然環境保全条例の一部改正)
- 4 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成14年3月28日条例第2号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第1号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

環 自 第 115 号
令和 7 年 6 月 4 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県知事 鈴木 康友

第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更について（諮問）

第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、別記のとおり諮問します。

1 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ 第6期 R4～R8)の変更

(1) 諮問理由

R4～R8におけるカモシカの第二種特定鳥獣管理計画（以下「管理計画」）では、目標を、

「人とカモシカが共存することができるよう、カモシカにより被害が発生している地域を特定し、対策を進め、農林業に対する被害の軽減を図る。」

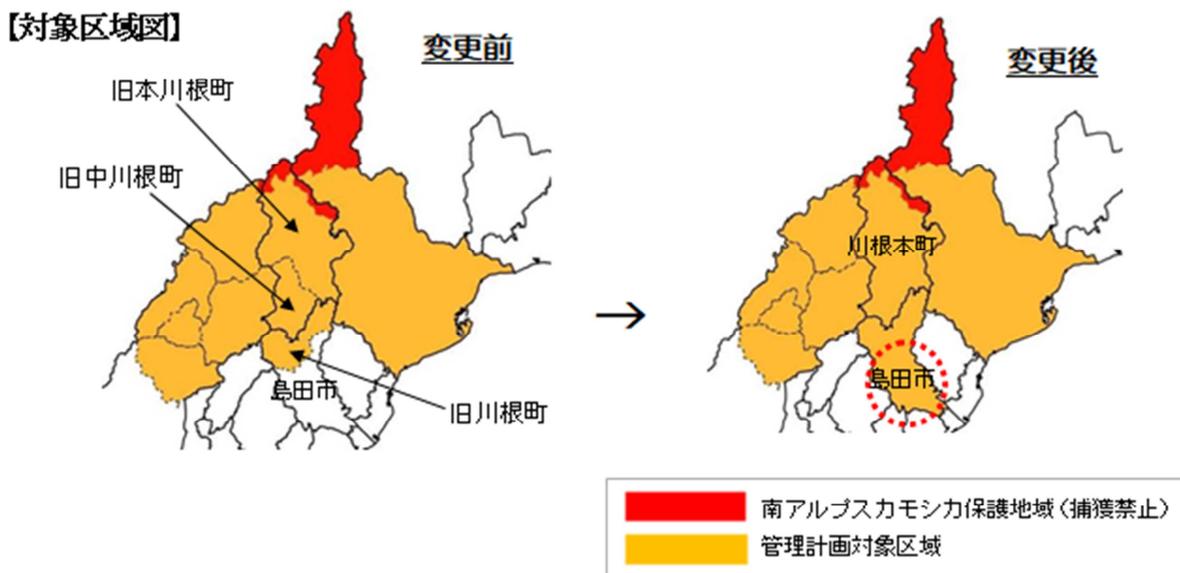
としており、カモシカの農林産物被害の多い区域について、個体調整できる区域(管理計画対象区域)に指定している。

近年、カモシカの農林業被害は、島田市域南部の旧金谷町、旧島田市の区域まで拡大している。

→このため、管理計画対象区域を見直して、旧金谷町や旧島田市も指定する必要がある。

(2) 諮問内容

島田市の管理計画対象区域を、旧川根町から旧金谷町と旧島田市を追加した市全域に変更する。



管理計画対象区域	静岡市、 島田市(旧川根町) 、川根本町(旧中川根町、旧本川根町)、浜松市(旧天竜市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町)
----------	---

2 今後のスケジュール

(1) 審議会での審議

静岡県環境審議会（第1回）へ諮問（6月4日）

鳥獣保護管理部会での審議（7月）

静岡県環境審議会（第2回）から答申（9月）

(2) 県公報による告示

第二種特定鳥獣管理計画の変更に係る告示（9月末まで）

(3) カモシカ管理検討会での今年度計画の検討

令和7年度静岡県カモシカ管理実施計画の検討及び策定（9月末まで）

(4) 環境省への届出

静岡県環境審議会への諮問書(写)及び環境審議会の答申(写)

第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)の概要

(5) 管理の目標

人とカモシカが共存することができるよう、カモシカにより被害が発生している地域を特定し、対策を進め、農林業に対する被害の軽減を図る。

～科学的・計画的な保護管理～

- ・ 個体調整実施市町による被害削減目標設定、効果測定調査の実施
- ・ 県による捕獲個体のモニタリング(平均年齢、妊娠率の分析から個体群の状況を推定)

第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)の概要

(6) 目標を達成するための施策

① 非捕殺的被害防除

- ・ 防護柵の設置を優先施策として実施
(忌避剤処理から防護柵設置への転換)
- ・ 自動撮影カメラ等により加害種を特定
- ・ ニホンジカ対策を同時に実施

② 個体調整(加害個体の除去)

- ・ 実施市町は被害削減目標を設定
- ・ 効果測定調査を実施し、有効性を検討

③ 森林の適切な管理によるカモシカ生息域の管理

- ・ 広葉樹林等の維持管理、育成に努める

今回の諮問内容(計画変更)について

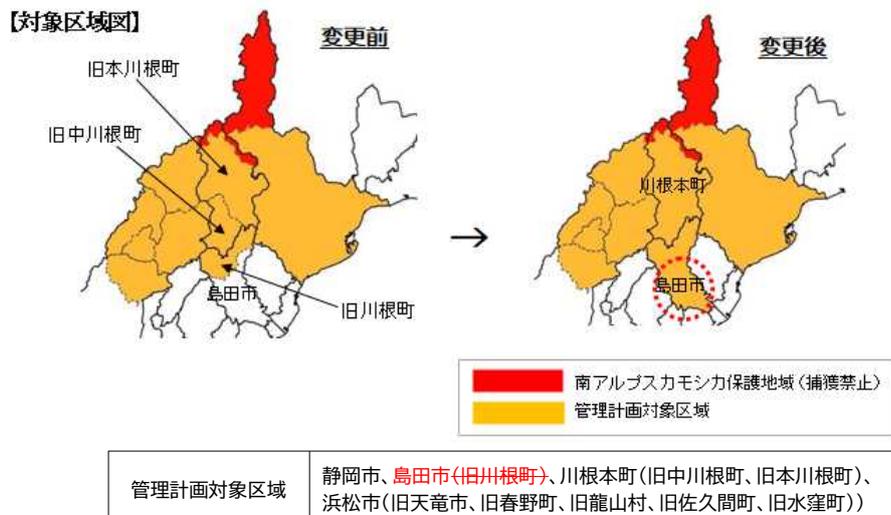
<今回の変更案> (カモシカ管理検討会で提案)

変更内容	理由
島田市の管理計画区域について、 <u>旧川根町のみから市域全域に変更</u> する	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市において、旧川根町以外の場所に、カモシカの生息域が拡大している。 ・調査の結果、農林業被害の実態が明らかになったことから、島田市から区域拡大の要望が挙げられた。

令和6年9月11日に開催した、カモシカ管理検討会において、区域拡大について有識者から同意を得た。

今回の諮問内容(計画変更)について

<区域変更案>



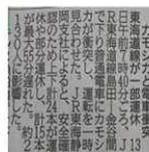
諮問理由(区域拡大)について

<島田市内の被害状況>

- 近年、カモシカを目撃情報が市域南部で拡大。農林業被害が起きているとの報告が市に挙がっている。
- 令和5年度の被害実態調査で、対象区域外の高熊地区で調査した結果、2年生のヒノキ造林地において、被害率が50%であった。
- 防護柵は設置していたが、シカによるネットの破損箇所やイノシシによる掘り起こし箇所から、カモシカが侵入(センサーカメラで確認。柵内にため糞あり)



造林地内への侵入状況
(高熊地区)



列串衝突事故新聞記事
(金谷地区)



民家周辺(ゴルフ場敷地)出没
(初倉地区)



住宅団地周辺出没
(初倉地区)

今後のスケジュール

- (1) 審議会での審議
静岡県環境審議会(第1回)へ諮問(6月4日)
鳥獣保護管理部会での審議(7月)
静岡県環境審議会(第2回)から答申(9月)
- (2) 県公報による告示
第二種特定鳥獣管理計画の変更に係る告示(9月末まで)
- (3) カモシカ管理検討会での今年度計画の検討
令和7年度静岡県カモシカ管理実施計画の検討及び策定
(9月末まで)
- (4) 環境省への届出
環境審議会への諮問書(写)及び環境審議会の答申(写)

環 水 第 139 号
令 和 7 年 6 月 4 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県知事 鈴木 康友

太田川圏域流域水循環計画の策定について（諮問）

静岡県水循環保全条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

太田川圏域流域水循環計画の策定

太田川圏域流域水循環計画の策定

(環境局水資源課)

1 要 旨

流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画及び静岡県水循環保全条例（以下「条例」という。）に基づき、流域水循環計画（以下「計画」という。）を策定する。

本年度は、静岡県環境審議会答申「計画の策定に当たっての基本的な考え方」（令和6年1月31日）に沿って、太田川圏域の計画策定を進める。

2 計画策定の着眼点

太田川圏域では、国、県、市町及び関係団体等が水循環に関する様々な課題に対して計画を策定し、施策を実施している。

本計画の策定に当たっては、各々の主体が、圏域の理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること、更には、既存施策において未対応の課題が見出された場合には、それを新たな取組につなげることに留意する。

また、昨年度8月に変更された水循環基本計画に新たに示された「流域総合水管理」の考え方にも留意しながら計画策定を進める。

3 太田川圏域の現状

太田川圏域は、太田川水系及び弁財天川水系の流域一帯とし、圏域面積は532 km²である。関係市町は、磐田市、掛川市、袋井市及び森町である。

太田川は、「遠州広域水道用水供給事業」の水源の一つであり、中・西遠地域の広い範囲に上水を供給している。この水源となっている太田川ダムについて、洪水後におけるダムからの濁水放流が長期化しており、太田川ダム濁水対策検討会により対策が検討されている。

また、本圏域は天竜川水系から上水、農業用水、工業用水が供給されており、濁水等による天竜川の取水制限の影響を頻繁に受けている。

気候変動に伴う豪雨の激甚化に伴い、水害等が発生している。太田川水系流域治水プロジェクトや各河川の水災害対策プランを策定し、関係者が連携して被害の最小化を目指している。

重要湿地に選定されている池沼など、希少種を育む水環境が存在している。

リバーフレンドシップや多面的機能支払交付金などにより、川づくりや農地保全などの協働活動等が実施されている。

4 計画策定の方針

(1) 計画の構成

静岡県環境審議会答申「計画の策定に当たっての基本的な考え方」及び昨年度策定した浜名湖圏域流域水循環計画の構成に準じて、以下の構成を基本とする。

- 1 流域水循環計画とは
- 2 太田川圏域の概要
- 3 太田川圏域の現状と課題
- 4 太田川圏域の理念・目指すべき健全な水循環の姿
- 5 健全な水循環の維持又は回復に関する目標
- 6 目標を達成するために実施する施策
- 7 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標
- 8 流域水循環計画の推進

(2) 計画の策定体制

国、県、市町の各関係部局で構成する太田川圏域流域水循環協議会（令和7年5月1日設立）において、計画案の検討、協議を実施する。

協議会からの報告をもとに、県環境審議会水循環保全部会において審議を行い、委員からの助言等を協議会での検討に反映する。

県環境審議会からの答申を得た後、県水循環保全部において計画を決定する。

関係団体、事業者や住民に対しては、アンケートやパブリックコメント等の方法により意見を聴き、適宜計画に反映する。

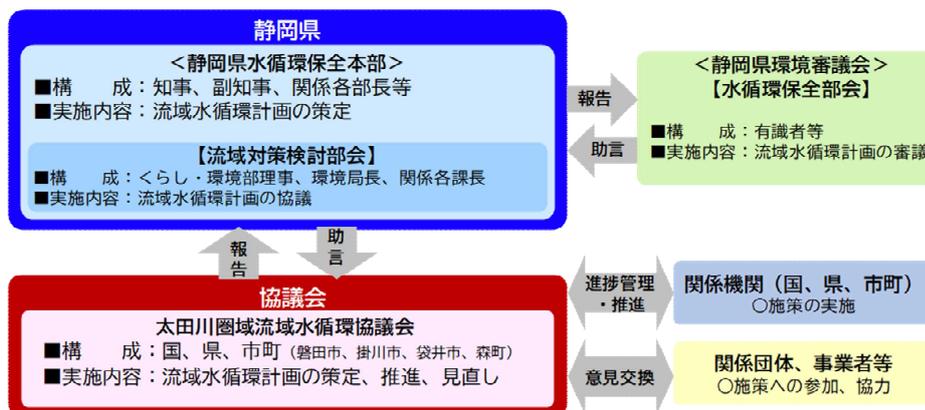


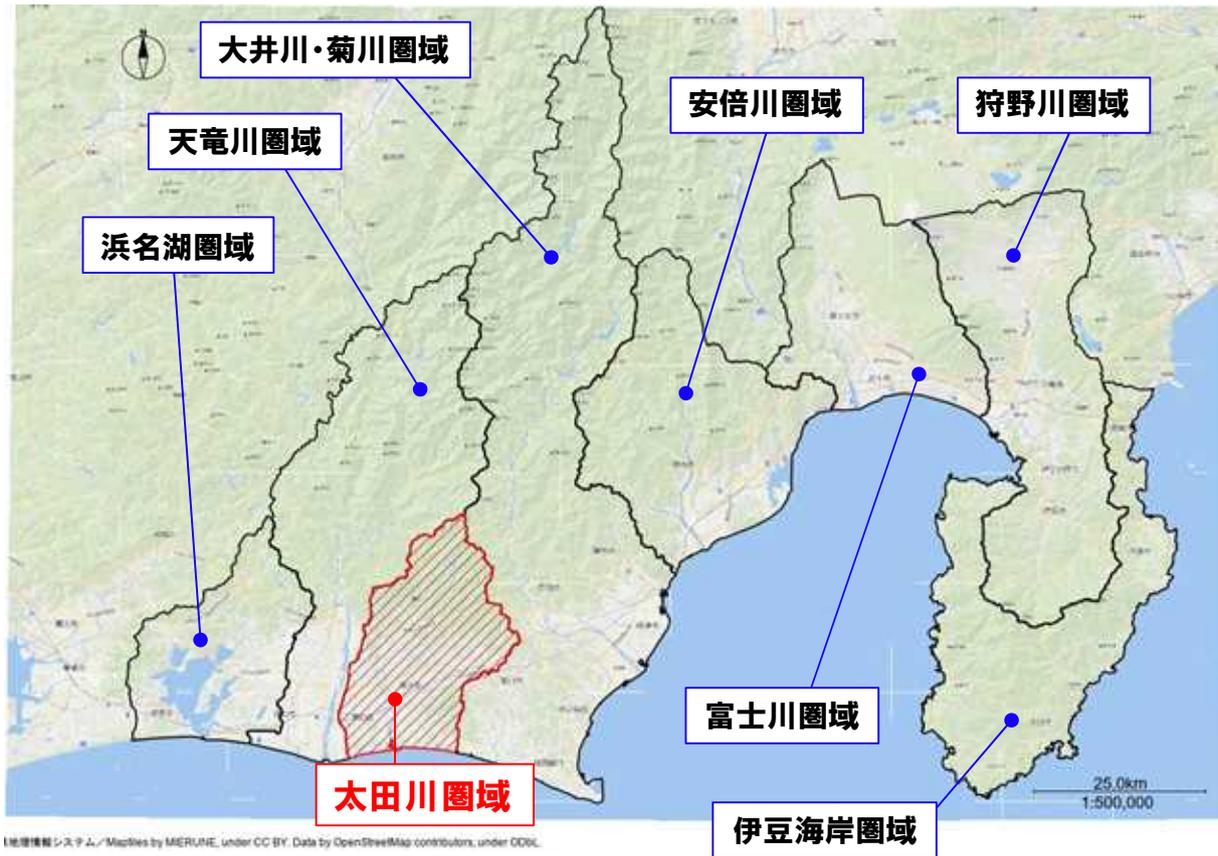
図1：計画の策定体制

5 計画策定のスケジュール

以下（図2）のスケジュールで策定を進める。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3
策定プロセス	協議会 設立準備		現状・課題 理念・目標整理			施策・指標整理			計画案作成		計画決定	
環境審議会(全体会)			諮問							答申		
水循環保全部会			① 現状・課題			② 理念・目標 施策・指標		③ 計画案				
太田川圏域 流域水循環協議会		● 設立 現状・課題						● 計画案				
幹事会		○ 現状・課題				○ 理念・目標 施策・指標		○ 計画案				
関係団体・ 県民意見			◎ アンケート				◎ パブリック					
水循環保全部会議	○ 部会							○ 部会			○ 部会	● 本部会議 計画決定

図2：計画策定スケジュール



(参考) 策定圏域図

諮問事項

太田川圏域流域水循環計画の策定

環境局 水資源課

説明の流れ

- ・ 流域水循環計画とは
- ・ 計画の策定根拠
- ・ 水循環基本計画の改正
- ・ 流域水循環計画の策定目的
- ・ 計画の性格
- ・ 計画を策定する圏域
- ・ 太田川圏域の範囲
- ・ 太田川圏域の現状
- ・ 計画の策定、推進体制

流域水循環計画とは

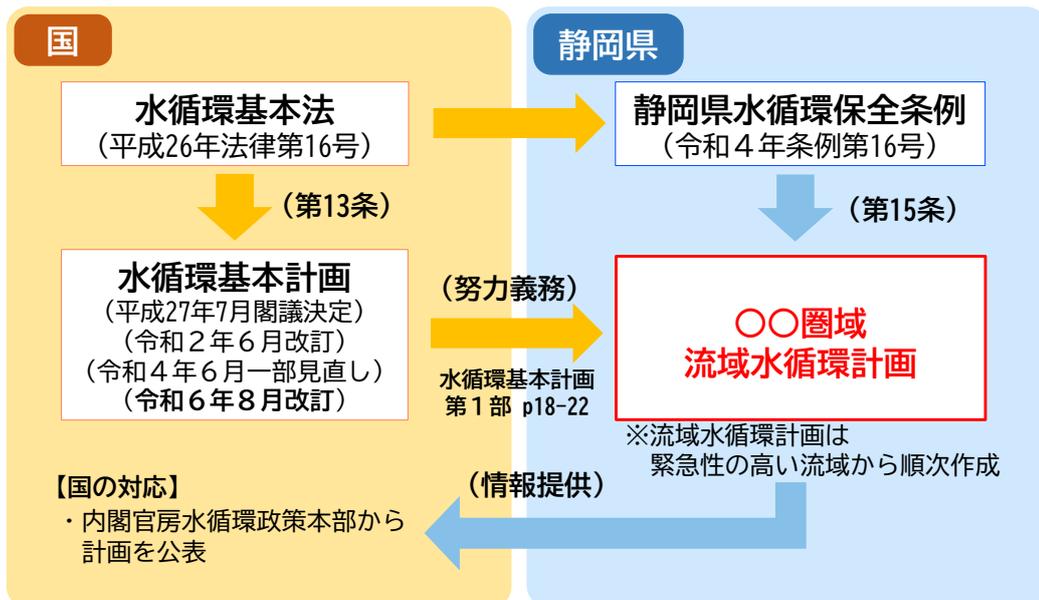
流域水循環計画（条例第15条）

流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域毎に流域水循環計画を定める。



自然環境と相互に作用しながら、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たす健全な水循環を保全

計画の策定根拠



水循環基本計画の改正

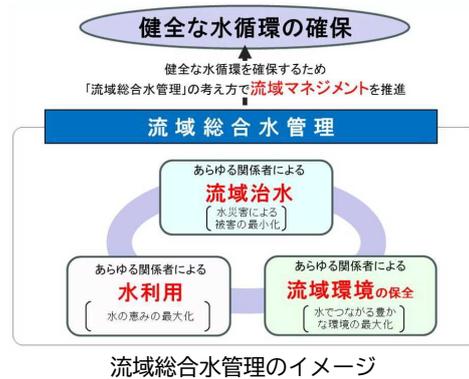
令和6年8月、水循環基本計画の変更

→今後おおむね5年間において重点的に推進する取組が示された

- ・代替性・多重性等による安定した水供給の確保
- ・施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築
- ・2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進
- ・健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開

流域総合水管理とは？

→あらゆる関係者により、AIやデジタル技術などを活用して、流域治水、水利用、流域環境の保全等に一体的に取り組み、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を目指すこと



流域水循環計画の策定目的

流域水循環計画の策定目的

**流域総合水管理の考え方を踏まえた
流域マネジメント※の一層の推進**

※流域マネジメントとは

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、健全な水循環を保全するため、流域において関係する行政等の様々な主体が連携して活動すること。

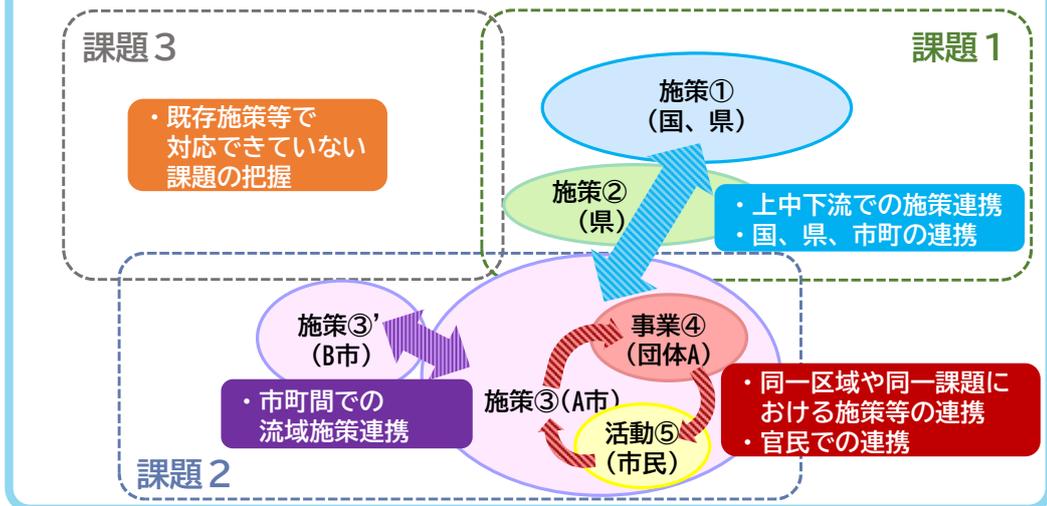
流域水循環計画の策定効果

- ・水循環に関する施策の目的、効果、課題等を様々な主体が理解、共有することによる**一体感の創出**
- ・流域における様々な主体が一体となり連携して推進する必要がある**課題への解決策の効率的な実施**
- ・流域のブランド力の向上による**地域の活性化**

計画の性格

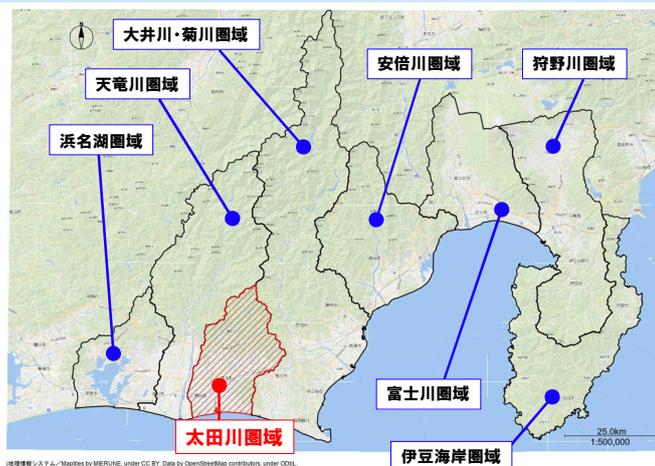
- ・ 理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環施策等を連携して実施
- ・ 既存施策で対応できていない課題を新たな取組につなげる

〇〇圏域



計画を策定する圏域

- ・ 一級河川水系及び主要な二級河川水系を中心に県内を8圏域に区分
- ・ 健全な水循環の保全を図る緊急性の高い圏域から順次に策定

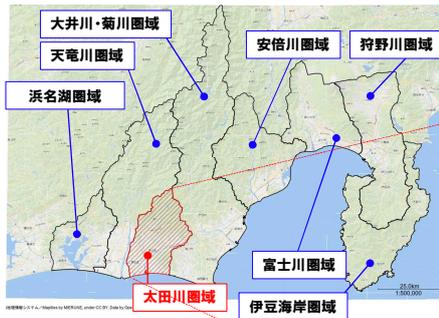


本年度、**太田川圏域**及び富士川圏域において流域水循環計画を策定

※計画策定順 浜名湖→ 太田川→ 富士川→ 大井川・菊川→ 安倍川→ 天竜川→ 伊豆海岸→ 狩野川

太田川圏域の範囲

対象水系	太田川水系、弁財天川水系
圏域面積	532 km ² (太田川水系：488 km ² 、弁財天川水系：44 km ²)
関係市町	磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町



【県管理河川】
 太田川水系 40河川
 弁財天川水系 9河川(前川を含む)



出典：静岡県地理情報システム/Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL

太田川圏域の現状(例)

水質	大規模な降雨後に太田川ダムからの濁水放流が長期化している > 太田川ダム濁水対策検討会での対応等
水量	天竜川水系における取水制限の影響を受ける > 天竜川水利調整協議会における適正な水利調整等
災害・治水	気候変動に伴う豪雨の激甚化による水害等が発生している > 流域治水プロジェクト、水災害対策プラン等
自然環境	希少種の生息する水環境が存在している > ふじのくに生物多様性地域戦略等
暮らし	川づくりなどの協働活動等が行われている > リバーフレンドシップ、多面的機能支払交付金による協働等



太田川での川遊びの様子



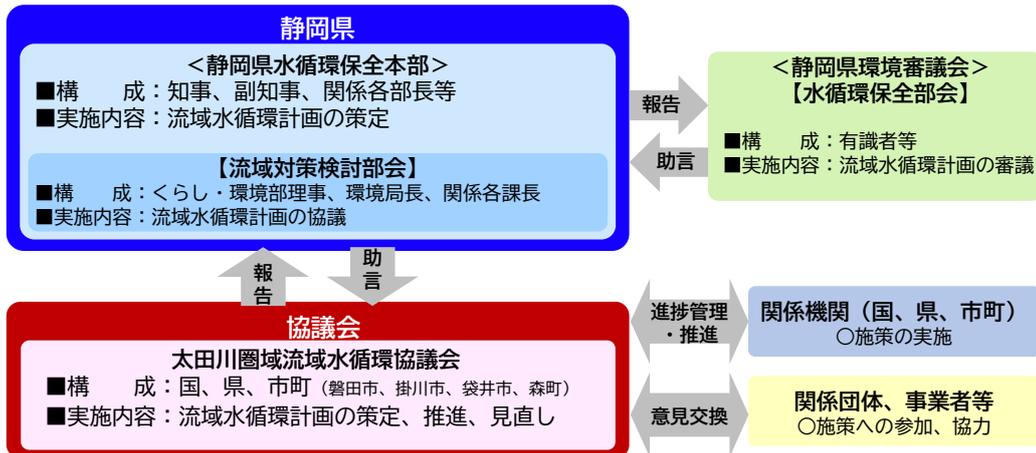
仿僧川上流域での浸水被害(H26)



重要湿地に選定されている鶴ヶ池

計画の策定、推進体制

- ・国、県、市町の各関係部局で構成する太田川圏域流域水循環協議会により検討
- ・静岡県環境審議会での審議、関係団体等へのアンケート等による意見聴取
- ・太田川圏域流域水循環協議会を中心に進捗管理、取組推進



- ・2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間
- ・策定5年後に中間評価を実施、水循環を取り巻く情勢に応じて見直しを検討

策定スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3
策定プロセス	協議会 設立準備		現状・課題 理念・目標整理			施策・指標整理			計画案作成		計画決定	
環境審議会(全体会)			諮問							答申		
水循環保全部会				① 現状・課題			② 理念・目標 施策・指標		③ 計画案			
太田川圏域 流域水循環協議会		● 設立 現状・課題						● 計画案				
幹事会		○ 現状・課題				○ 理念・目標 施策・指標		○ 計画案				
関係団体・ 県民意見			◎ アンケート				◎ パブリック					
水循環保全部会議	○ 部会							○ 部会			○ 部会	● 本部会議 計画決定

水源保全地域の指定区域の変更

(静岡県環境審議会 水循環保全部会)

1 水源保全地域の指定区域の変更に関する審議について

(1) 答申までの経過

令和6年 6月 3日 「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について」に定める簡易事項とし、部会の決議をもって審議会の決議とする取扱いに基づき審議することを決定

令和7年 5月 7日 知事から環境審議会に諮問

令和7年 5月 12日 環境審議会から水循環保全部会へ審議を付託

令和7年 5月 14日 水循環保全部会において審議

令和7年 5月 23日 結果を環境審議会会長へ報告、会長から知事へ答申

(2) 諮問内容

令和7年4月1日に5条森林の区域が変更されたことに併せて、水源保全地域の区域を変更する（＜別表＞水源保全地域の変更対照表参照）。

なお、今回の区域の変更は、「水源涵養機能を有する森林のうち5条森林を水源保全地域として指定する」という地域指定の考え方自体を変更するものではない。

(3) 審議結果

(2)に基づき、水源保全地域の指定区域を変更することが適当である。

2 スケジュール

月 日	市町・河川管理者・環境審議会意見 (条例第16条第2項)	公告・縦覧・告示手続 (条例第16条第3項)
4月25日		公告・縦覧開始(拡張区域)
5月7日	知事から環境審議会に諮問	
5月9日	市町・河川管理者意見照会開始	
5月14日	水循環保全部会において審議	
5月23日	部会長から会長へ報告 会長から知事へ答申	
5月26日	市町・河川管理者意見照会終了	公告・縦覧終了
5月30日		告示
6月2日	変更	

<表>水源保全地域の変更対照表

水源保全地域	区域の 拡張	区域の 除外	森林簿面積 の増減	備考
静岡市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正、官行造林地からの編入
浜松市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
沼津市水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
熱海市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
三島市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
富士宮市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
伊東市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
島田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
富士市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
磐田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
焼津市水源保全地域	—	—	—	
掛川市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
藤枝市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
御殿場市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
袋井市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
下田市水源保全地域	—	—	—	
裾野市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
湖西市水源保全地域	—	—	—	
伊豆市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
御前崎市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発、森林簿の補正
菊川市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
伊豆の国市水源保全地域	—	—	—	
牧之原市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
東伊豆町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
河津町水源保全地域	—	—	—	
南伊豆町水源保全地域	—	—	—	
松崎町水源保全地域	—	—	—	
西伊豆町水源保全地域	—	—	増加	森林簿の補正
函南町水源保全地域	—	—	—	
清水町水源保全地域	—	—	—	
長泉町水源保全地域	○	—	増加	森林簿の補正
小山町水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
吉田町水源保全地域	—	—	—	
川根本町水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
森町水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
合計	13 市町 + 0.37ha [※]	23 市町 -249.42ha [※]	-249.05ha [※]	

[※]森林簿上での面積であり、森林簿の数値のみを補正した区域の面積変化も含む

^{※1} 森林簿の面積のみ補正され、森林計画図は変更されていない

^{※2} 森林簿上での面積増減であり、森林簿の面積のみを補正した区域の面積変化も含む

温泉部会審議結果 (令和6年度第3回)

(静岡県環境審議会 温泉部会)

1 温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請について

(1) 答申までの経過

令和7年1月7日 環境審議会へ諮問
 令和7年1月8日 温泉部会付託
 令和7年1月28日 温泉部会審議
 令和7年1月30日 環境審議会答申

(2) 諮問内容及び審議結果

番号	諮問内容			審議結果
	行為	掘削等の場所	概要	
1	掘削	賀茂郡河津町 梨本	準保護地域 深度 400m 口径 100mm	申請のとおり許可することが適当である。
2	掘削	伊東市湯田町	保護地域 深度 585m 口径 98mm	申請のとおり許可することが適当である。
3	掘削	熱海市伊豆山	保護地域 深度 272m 口径 76mm	申請のとおり許可することが適当である。
4	動力装置	賀茂郡東伊豆町 奈良本	保護地域 水中ポンプ 3.7kw 150L/分	申請のとおり許可することが適当である。

2 参考

○温泉法

第一条(目的) この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
第三条(土地の掘削の許可) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第十一条(増掘又は動力の装置の許可等) 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第三十二条(審議会その他の合議制の機関への諮問) 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項、第九条、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

・手数料：掘削申請 14 万円、増掘申請 13 万円、動力装置申請 11 万円